

## セーフティネット保証 第5号認定のご案内

セーフティネット保証5号認定は、全国的に業況の悪化している業種（ただし、経済産業大臣の指定を受けた業種）に属し、経営の安定に支障が生じている中小事業者に対して保証限度額の別枠化等を行い、信用保証協会が借入金の100%を保証する制度です。

制度の利用に当たっては、主たる事業所の所在地を管轄する市区町村にて中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定を受ける必要があります。

第5号(イ)-③認定は、1つ以上の指定業種を営み、指定業種の売上高等の減少が申請者全体の売上高に相当以上の影響を与えている事業者の方が申請いただけます。

### ● 認定要件

1. 申請する中小企業者が、法人の場合は、加須市内に本店登記がされている事業者、個人の場合は、主たる事業所所在地が加須市内にあること。
2. 日本標準産業分類の平成19年11月改定の細分類に基づいて指定されている業種を営んでいること。また、保険の対象としていない業種、業態ではないこと。
3. 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。
4. 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

### ● 必要書類

申請に必要な書類		個人	法人
1	認定申請書（実印を押印したもの）※コピー不可	●2部	●2部
2	申請書イ-③の添付書類	●1部	●1部
3	直近1年分の確定申告書（個人）・決算書（法人）コピー（全項）・	●確定申告書の写し	●前期決算書の写し
4	許認可証の写し（許認可等を必要な業種を営んでいる場合のみ）	●1部	●1部
5	指定業種を確認できる書類 （取り扱っている商品・サービスがわかる書類、許認可証の写しなど） ※許認可証を提出している方で、指定業種が確認できる場合は省略することができます。	●1部	●1部
6	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※コピー可（但し発行後3か月以内のもの）		●1部
7	営業証明書	●1部	
8	最近3か月間及び前年同期の売上高がわかる書類（売上台帳、試算表の写しなど） ※申請日の属する月の2か月前までを含む3か月を対象期間とします。ただし、直近月の売上高が確認できない場合は、最大で6か月前から起算して3か月が目安です。 ※個人名あるいは会社名の記載がない場合は、手書きにより原本に相違ない旨の文言と、事業所名及び代表者名を記入の上、実印を押してください。	●1部	●1部
9	委任状 ※代理申請の場合	●1部	●1部

## ● 留意事項

1. 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
2. 申請時に押印していただくことがありますので、実印を持参してください。

## ● 審査と有効期限

1. 市の認定審査は申請後1週間ほどいただきます。
2. 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
3. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
4. 認定書の有効期限は発行日を含め30日です。

## ● 認定申請場所

加須市経済部産業雇用課（加須市役所2階④受付）	電話 0480-62-1111（内線 251・252）
加須市騎西総合支所地域振興課	電話 0480-73-1111
加須市北川辺総合支所地域振興課	電話 0280-61-1205
加須市大利根総合支所地域振興課	電話 0480-72-1319